手　数　料　納　付　書

自動車登録番号（車両番号）又は車台番号		所有者又は使用者の氏名又は名称		ふりがな	
				申請人又は申請代理人の氏名	連絡先：　　－　　－

□ 新規登録・新規検査

型式指定車

①譲渡証明書
完成検査終了証
（電子情報）
②印鑑証明書
③委任状
④その他
⑤保管場所証明書
（適用地域のみ）

型式指定車以外

①譲渡証明書
②登録識別情報等通知書
（一時抹消登録証明書）
②保安基準適合証
②限定自動車検査証
②限定保安基準適合証
②自動車検査票
②自動車予備検査証
③印鑑証明書
④委任状
⑤その他
⑥保管場所証明書
（適用地域のみ）

□ 変更登録
□ 自動車検査証記入（構造等変更検査）

①自動車検査証
①限定自動車検査証
②原因を証する書面
③委任状
④その他
⑤保管場所証明書
（適用地域のみ）

□ 更正登録

①自動車検査証
②原因を証する書面
③委任状

□ 移転登録

①自動車検査証
②譲渡証明書
③印鑑証明書
新・旧所有者
④委任状
⑤その他
⑥保管場所証明書
（適用地域のみ）

□ 番号変更

①自動車検査証
②委任状

自動車損害賠償責任保険証明書

□ 提示

□ 一時抹消登録

①自動車検査証
②印鑑証明書
③委任状
④その他

一時抹消登録後の届出
□ 解体の届出
□ 滅失・用途廃止
□ 輸出予定届出

①登録識別情報等通知書
（一時抹消登録証明書）
②その他
③委任状
※重量税還付を伴う場合
①還付申請の委任状
※受領権限を委任する場合
②受領権限の委任状

□ 所有者変更記録

①原因を証する書面
②登録識別情報等通知書
（一時抹消登録証明書）
③その他
④委任状

□ 永久抹消登録

①自動車検査証
②印鑑証明書
③委任状
④その他
※重量税還付を伴う場合
①還付申請の委任状
※受領権限を委任する場合
②受領権限の委任状

□ 輸出抹消仮登録

①自動車検査証
②印鑑証明書
③委任状
④その他

□輸出抹消仮登録証明書又は輸出予定届出証明書の返納届出

①輸出抹消仮登録証明書
①輸出予定届出証明書
②委任状

自動車重量税還付不要

申請人又は申請代理人の署名又は押印
※永久抹消登録、解体届出時に自動車重量税還付が不要である場合

□ 登録事項等証明書
□ 検査記録事項等証明書
□ 自動車検査証再交付

□個人番号カード
□運転免許証
□在留カード
□特別永住者証明書
□その他（　　）

合計
　　両
手数料
　　円

自動車登録番号(車両番号)又は車台番号

□ 軽二輪

□自動車検査証返納証明書

①自動車検査証

□ 検査標章再交付
□ 予備検査証再交付
□ 限定自動車検査証再交付

□ 予備検査

①保安基準適合証
①限定自動車検査証
①限定保安基準適合証

調査結果通知書（事前確認）

運輸支局長殿
運輸管理部長殿
自動車検査登録事務所長殿

□ 疑義なし

□ 疑義あり　□ 調査保留

調査依頼書（審査時）

独立行政法人自動車技術総合機構
検査部長殿
事務所長殿

調査結果通知書

運輸支局長殿
運輸管理部長殿
自動車検査登録事務所長殿

□ 疑義なし

□ 疑義あり　□ 調査保留

調査結果確認印

□ お支払い情報登録サービスの支払受付番号取得済み（キャッシュレス決済）

受付印

登録番号標等返納確認印

印紙 貼付欄

国土交通省

登録手数料
　　円

検査手数料
　　円

証紙 貼付欄

独立行政法人
自動車技術総合機構

審査手数料
　　円

備考(1)申請の種別に応じて当該箇所をマークしてください。
(2)新規登録、新規検査及び予備検査の申請に使用する場合は、車台番号を記入してください。
(3)各欄に掲げる書面のうち同一の数字で示されたものについては、いずれか1つ又はその内の組み合わせが提出・提示書類として必要であることを示します。
(4)登録（検査記録）事項等証明書の交付を請求する場合において、請求に係る自動車が2両以上の場合、その自動車登録番号（車両番号）又は車台番号を登録（検査記録）事項等証明書欄下部に記載してください。
(5)各欄に掲げる書面の他、必要に応じて書面を求める場合があります。

※調査の結果、疑義あり又は調査保留の場合は調査結果通知書を添付する